

札幌市区民センター等ロビー使用基準

平成11年5月1日地域振興部長決裁

最近改正平成18年3月7日

(趣旨)

第1条 区民センター、コミュニティセンター及び地区センター(以下「区民センター等」という。)のロビー(以下「ロビー」という。)の使用については、別に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(使用の基準)

第2条 ロビーは、次の各号の一に該当する場合に限り、使用することができる。

- (1) 区民センター等を管理運営する者(以下「管理者」という。)が管理運営事業を行う場合
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体等が市民サービスとして有益な情報を地域住民に提供するための展示会等の事業を行う場合
- (3) 町内会等の住民組織、サークルその他の団体が、地域住民のため、文化教養の向上に役立つと認められる文化・芸術作品の展示等の事業又は福祉の増進若しくはコミュニティ活動の推進に役立つと認められる事業を行う場合
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が学校行事として文化・芸術作品の展示等の事業を行う場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が地域振興課長と協議のうえ特にやむを得ないと認める場合

(使用の申出及び確認)

第3条 ロビー使用の申出及び確認に関する手続きは、前条第1号の規定による場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ロビーの使用の申出を受けたときは、当該使用しようとする者から、使用申請書(様式1)を提出させるものとする。
- (2) 管理者は、ロビーの使用を承諾するときは、その者に対し使用確認書(様式2)を交付するものとする。この場合において、区民センター等の管理運営上必要があると認めるときは、当該確認書によりその使用に条件を付すものとする。
- (3) 管理者は、第6条第6号ただし書きの規定によりロビーの使用を承認するときは、札幌市区民センター等使用承認取扱要領(平成元年3月28日市民局長決裁。以下「使用承認取扱要領」という。)第9条第2項に規定する販売行為等計画書を提出させるものとする。

(受付)

第4条 ロビーの使用の申出は、継続して使用しようとする期間の初日の2か月前の日(前々月の同じ日とし、同じ日がないときはその月の月末、同じ日又は末日が受付日(使

用承認取扱要領第3条に規定する受付日をいう。以下同じ。)でないときはその直前の受付日)から受け付けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号若しくは第5号に該当するとき、又は連合町内会の区域以上の地域的規模を有する住民組織等の公共的団体が使用する場合は、継続して使用しようとする期間の初日の3か月前の日(3ヶ月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の月末、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から受け付けることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる事業のうち区が所管する特に重要なものを行う場合にあっては、継続して使用しようとする期間の初日の6か月前の日(6ヶ月前の同じ日とし、同じ日がないときはその月の月末、同じ日又は末日が受付日でないときはその直前の受付日)から受け付けることができる。

(使用の限度)

第5条 ロビーの使用は、一の事業につき連続した7日間を限度とする。ただし、管理者が地域振興課長と協議のうえ特にやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(使用の禁止)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、ロビーを使用することができない。

- (1) 風俗又は公安を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は備え付け物品をき損滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治又は宗教の宣伝活動のために使用するおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的とする事業(その一環として行う宣伝活動を含む。)のために使用するおそれがあるとき。
- (6) 物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を伴い、若しくは入場料を徴収するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 当該施設の貸室において行う事業に付随するもの(音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理・工芸等の実習等で使用する材料等)をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
 - イ 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
 - ウ 町内会等の住民組織、NPO団体、福祉団体、ボランティア団体その他市が支援し、又は指導・育成している団体が、その活動資金を得るための事業又はチャリティ事業を行う場合
 - エ その他区長が特に必要やむを得ないと認めた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が区民センター等の設置目的に照らして明らかに不相当と認めるとき。

(使用の取消し等)

第7条 次の各号の一に該当するときは、管理者は、ロビーの使用の条件を変更し、又はロビーの使用を停止し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの基準に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(指定管理者が管理業務を行う場合の取り扱い)

第8条 札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定により指定管理者に区民センター等の管理を行わせる場合における第2条、第5条及び第6条の規定の適用については、第2条及び第5条中「管理者が地域振興課長と協議のうえ特にやむを得ないと認める場合」とあるのは「管理者が特にやむを得ないと認める場合」と、第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」とする。

附則

- 1 この基準は、平成11年5月1日から適用する。
- 2 この基準の適用前にこの基準の適用日以降の日に係る使用の承諾を受けた者については、この基準に基づいて使用の承諾を受けたものとみなす。

附則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用前にこの基準の適用日以降の日に係る使用の承諾を受けた者については、この基準に基づいて使用の承諾を受けたものとみなす。